講習日程（2024年4月～2024年9月）

宮城会場

※掲載日程は変更する場合がありますのでご了承ください。
※講習中止、臨時開催の情報はWebサイトをご覧ください。

◯=窓口業務休業日

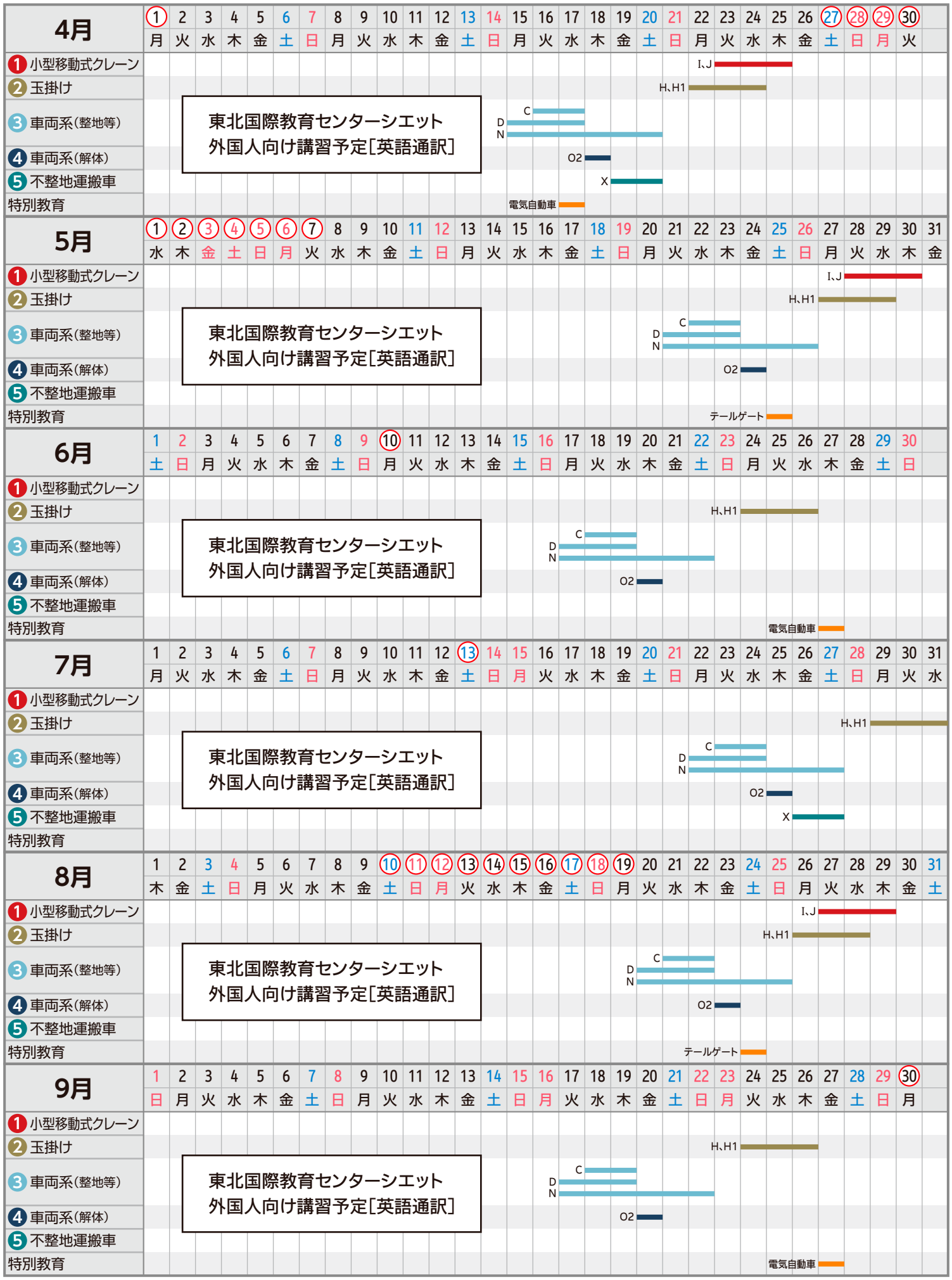

講習と料金

宮城会場

※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。
※講習料金は、テキスト代を含みます。　※金額はすべて消費税込みです。
※助成金適用コースの場合でも講習料金はかわりません。助成金の内容については、下部をご覧ください。

[日本語コース]

1 小型移動式クレーン運転技能講習

つり上げ荷重が5トン未満の移動式クレーンの運転（道路上の走行を除く）

登録番号：第04-0224-2号／登録の有効期間の満了日：2027.3.21

コース	日数	時間（学科／実技）	受講資格　●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
I	3	20（13／7）	特になし	○	―	49,200円
J	3	16（10／6）	●クレーン・デリック（旧クレーン、旧デリック含む）または揚貨装置運転士免許保有者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者　●玉掛け技能講習修了者	○	―	45,400円

2 玉掛け技能講習

つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け業務

登録番号：第04-0224-4号／登録の有効期間の満了日：2027.3.21

コース	日数	時間（学科／実技）	受講資格　●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
H	3	19（12／7）	特になし	○	―	25,500円
H1	3	16（9／7）	●移動式クレーン、クレーン・デリック（旧クレーン、旧デリック含む）または揚貨装置運転士免許保有者 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者　●床上操作式クレーン運転技能講習修了者	○	―	23,500円

3 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習

機体質量が3トン以上の車両系建設機械（整地等）の運転（道路上の走行を除く）

登録番号：第04-0224-3号／登録の有効期間の満了日：2027.3.21

コース	日数	時間（学科／実技）	受講資格　●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
N	6	38（13／25）	特になし	○	―	111,000円
D	3	18（13／5）	自動車運転免許を保有せず、機体質量3トン未満の小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育修了後に6ヵ月以上の運転経験を有する方（事業者証明が必要）	○	―	48,000円
C	2	14（9／5）	●大型特殊自動車運転免許保有者　●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械（整地等）または（解体用）運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方（事業者証明が必要） ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方（事業者証明が必要）	○	―	45,000円

4 車両系建設機械（解体用）運転技能講習

機体質量が3トン以上の車両系建設機械（解体用）の運転（道路上の走行を除く）

登録番号：第04-0921-1号／登録の有効期間の満了日：2027.10.24

コース	日数	時間（学科／実技）	受講資格　●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
O2	1	5（3／2）	●車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了者 ●建設機械施工管理技術検定1級合格者でショベル系またはトラクター系操作施工法を選択した方 ●建設機械施工管理技術検定2級で第1種、3種または第2種に該当するものに合格した方	○	―	22,500円

5 不整地運搬車運転技能講習

最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転（道路上の走行を除く）

登録番号：第04-0921-2号／登録の有効期間の満了日：2027.10.24

コース	日数	時間（学科／実技）	受講資格　●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
X	2	11（7／4）	●大型特殊自動車運転免許保有者　●車両系建設機械（整地等）または（解体用）運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械（整地等）または（解体用）運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方（事業者証明が必要） ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に3ヵ月以上の運転経験を有する方（事業者証明が必要）	○	―	42,000円

特別教育

労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの　修了証即日交付可能

コース	コース名	日数	時間（学科／実技）	業務内容	助成金	給付金	受講料
Tt	電気自動車等の整備の業務	1	7（6／1）	対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する電気自動車、ハイブリッド自動車などの整備業務	―	―	15,000円
2i1	テールゲートリフターの操作の業務	1	6（4／2）	荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務	―	―	15,000円

不定期開催

（団体受講のみ…お問い合わせください）　修了証即日交付可能

コース	コース名	日数	時間（学科／実技）	業務内容　●=資格、教育、実務経験による一部免除コース	助成金	給付金	受講料
2i2	テールゲートリフターの操作の業務（特別教育）	1	4.5（3.5／1）	荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務 ●2024年1月31日以前に荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務6ヵ月以上の実務経験を有する方（実務経験証明が必要）	―	―	13,000円

[外国語コース（英語）]

小型移動式クレーン・玉掛け・車両系建設機械

東北国際教育センターシエット公式サイトをご覧ください。　https://ciet.jp/ja/course/

その他不定期開催、特別教育についてはお問い合わせください。

建設業の法人様へ

人材開発支援助成金のご案内

■助成金を利用して、受講料負担を軽減

■制度対象の講習を多数開催しています

〈建設事業主等に対する助成金制度〉

中小建設事業主が従業員に技能資格を取得させるため、教習機関に委託して技能講習などを受講させた場合に、厚生労働省（労働局管内における施設）からその経費の一部が事業主に対して助成される制度です。

〈助成金の種類〉

・経費助成金　・賃金助成金

※助成金などの申請・受給の手続き方法、その他詳細は所轄の労働局またはハローワークへお問い合わせください。

※制度の詳細については、厚生労働省Webサイトをご確認ください（検索ワード：建設 助成金）。